

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての  
子供たちの利用料が無償化されます。
  - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、食材料費、行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担  
になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たち  
については、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための  
認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの  
市町村にご確認ください。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を  
対象として利用料が無償化されます。
  - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所  
等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、  
第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

### 【給食費】

○ 保育所の給食の材料にかかる費用(給食費)については、自宅で子育て  
を行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者  
も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原  
則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

※国が示す食材料費の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円となっております。

※0~2歳児については、給食費(主食費、副食費、おやつ)は保育料に含まれています。

- 現在、3～5歳児の給食費分は、
  - ・主食（お米など）分については直接、
  - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**

